

かがわ安心飲食店認証取得補助金交付要綱

(目的)

第1条 かがわ安心飲食店認証取得補助金（以下「補助金」という。）は、香川県内の飲食店又は喫茶店において、「かがわ安心飲食店認証」を取得した事業者の認証取得に要した新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みに対して、予算の範囲内で必要な経費を補助することにより、感染症の拡大防止及び認証制度の推進を図ることを目的とする。

なお、補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(補助対象者及び対象店舗)

第3条 補助の対象者は、香川県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主とする。

2 補助の対象となる店舗は、「かがわ安心飲食店認証」を取得し、認証基準に基づいた感染防止の取組みを行っており、今後も営業を継続する意思を有する店舗とする。

(補助対象外となる場合)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助の対象としない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- (2) 規則第5条の2各号に掲げる者
- (3) 交付することが適当でないと知事が認める者

2 次の各号のいずれかに該当する店舗に対しては、補助の対象としない。

- (1) 既に本要綱に定める補助金の交付を受けた店舗（補助金の交付は一店舗につき1回限りとし、同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても複数回の申請は不可。ただし、認証基準の変更があった場合には、この限りではないものとする。）
- (2) 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- (3) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りを営業の主体としていと認められる店舗
- (4) 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

(補助対象事業等)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、かがわ安心飲食店認証の取得に要した新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みとする。

2 補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 基本的な感染防止対策に係る経費

(2) その他の感染防止対策に係る経費

3 補助率は、前項の(1)については10分の10、(2)については4分の3とする。

4 補助上限額は、1店舗につき、延床面積100㎡未満の店舗は15万円、延床面積100㎡以上300㎡未満の店舗は20万円、延床面積300㎡以上の店舗は25万円とする。

5 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

6 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てることとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請兼実績報告書（様式1-1、様式1-2、様式1-3）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支出証拠書類

(2) 補助対象の機器・設備の設置状況を確認できる写真

(3) 誓約書（様式2）

(4) 営業許可証の写し

(5) 店舗の延床面積が確認できる書類の写し

(6) 振込口座の通帳等の写し

(7) 提出時チェックリスト（様式3）

(8) その他知事が必要と認める書類

(交付等の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定兼確定通知書（様式4）により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式5）により通知するものとする。なお、申請の内容を審査した結果、交付申請額に満たない金額を交付決定する場合がある。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(暴力団排除)

第8条 補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）が、規則第5条の2に該当する場合は、補助の対象としない。

2 知事は、必要に応じ、申請者が規則第5条の2に該当するか否かを香川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報香川県警察本部長に提供するときは、香川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者や補助対象店舗が第3条の要件を満たさなくなったとき
- (2) 補助事業者や補助対象店舗が第4条のいずれかに該当する場合
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき
- (4) 補助対象の物品を補助の目的外に使用したとき
- (5) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をしたとき

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定の取り消しや変更を行った場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式6）を整え、補助事業完了後も、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 取得財産等のうち、知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

3 規則第22条第2項ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。

4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等の処分承認申請書（様式7）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者に当該書類を引き継がなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月11日から施行する。